

岩手県告示第257号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
県道	有芸田老線	宮古市田老字小林121番6地先から100番2地先まで
一般国道	106号	宮古市区界第1地割57番134地先から盛岡市築川第6地割15番2地先まで 宮古市藤原三丁目62番3地先から松山第7地割2番56地先まで

2 指定する期日

令和3年4月1日